土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和4年2月1日認可した。

令和4年2月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
香南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業(一般)ため池改修(護岸工)事業蓮池地
	区
香川県三郎池土地改良区	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)下井幹線樋門地区
<i>II</i>	単独県費補助土地改良事業(かんがい排水事業)下井幹線2号地区